平成２３年（フ）第２０７号
山口県下関市彦島角倉町３丁目２番28号、前住所山口県下関市川中豊町６丁目５番３号
債務者　楠元　章史
1　決定年月日時　平成23年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第５１８号
高知県南国市東山町３丁目９番２号
債務者　川渕澄江こと　金　　澄江
1　決定年月日時　平成23年11月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第５４３号
高知市一宮西町４丁目11番29号
債務者　吉岡　玉惠
1　決定年月日時　平成23年11月28日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第５４４号
高知市一宮西町４丁目11番29号
債務者　清野　　学
1　決定年月日時　平成23年11月28日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第６１５号
高知県土佐市高岡町乙3094番地９　松岡アパート西、住民票上の住所高知県吾川郡いの町天王南９丁目８番地13
債務者　東森多津子
1　決定年月日時　平成23年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第６２３号
高知県南国市大埇甲1232番地の３
債務者　梶田　りか
1　決定年月日時　平成23年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第８７号
佐賀県唐津市鏡1488番地２　コーポ村尾102号
債務者　畑中　留美
1　決定年月日時　平成23年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２３年（フ）第３９６号
大分市明野北５丁目１番24―201号　天然館Ⅱ
債務者　木下　　智
1　決定年月日時　平成23年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第４５０号
大分市大字葛木646番地の２
債務者　藤元　　敏
1　決定年月日時　平成23年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第４６２号
大分県別府市大字南立石1059番地の18
債務者　二宮　順子
1　決定年月日時　平成23年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第４６９号
大分市大字神崎2639番地の１
債務者　谷口　文江
1　決定年月日時　平成23年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第１５３号
宮崎県日向市大字日知屋2315番地５
債務者　石田　　智
1　決定年月日時　平成23年11月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（フ）第５２３号
奈良市神殿町420番地の１　神殿アーバンハイツ202号
債務者　茨木　依子（旧姓成田）
1　決定年月日時　平成23年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第５３２号
奈良県天理市指柳町274番地３
債務者　長岡　真継
1　決定年月日時　平成23年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第４１４号
青森市合浦２丁目５番43号
債務者　宮川　友子
1　決定年月日時　平成23年11月28日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４３５号
沖縄県那覇市首里赤平町２丁目12番地プラスパーズ虎頭401
債務者　末吉美紀子（旧姓玉元）
1　決定年月日時　平成23年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第４６９号
沖縄県那覇市字安謝191番地我那覇アパート202
債務者　根間　和子
1　決定年月日時　平成23年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第４７２号
沖縄県那覇市首里久場川町２丁目147番地10ゆたか荘
債務者　比嘉　久江
1　決定年月日時　平成23年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
那覇地方裁判所民事第３部